



佐賀県公報

平成19年
1月19日
(金曜日)
第 12855号

(◎)は、県例規集に登載するもの

目次

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
(県民協働誌) 一
- 競争入札の参加者の資格
(総務法附誌) 一
- 佐賀県庁電力供給に係る一般競争入札
() 二

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年3月9日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年1月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成19年1月9日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ケアサポートきのこ

(2) 代表者の氏名 山口 博

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市諸富町大字山領561番13

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者・障がい児に対して、障害者自立支援法および小規模作業所等に関する事業を行い、障がい者・障がい児などの社会的ハン

ディキヤツプを持つ人たちが安心して暮し、社会の一員として自己実現を図るための支援を提供することにより、市民の誰もが生き生きと安心して暮していくことのできる社会の創造に寄与することを目的とする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれますので、佐賀県が発注する庁舎等の電力供給契約に係る競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査について、次のとおり公告します。

なお、この公告に定める資格審査の手続きは、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。

平成19年1月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 調達をする物品の種類

佐賀県庁舎電力

- 2 資格審査の申請時期

平成19年1月19日から平成19年2月7日までとします（その後も随時受け付けを行うが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがあります。）。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）は、佐賀県庁のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）からダウンロードできます。

また、佐賀県出納局用度管財課 用度担当（郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7194）において随時配布します。

- (2) 申請に必要な書類

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添

<p>付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出してください。</p> <p>ア 営業概要書</p> <p>イ 業種及び取扱品目届</p> <p>ウ 使用印鑑届</p> <p>エ 委任状（支社等に入札等の権限を委任する場合）</p> <p>オ 登記簿謄本（発行日から3箇月以内のもの）</p> <p>カ 申請書を提出する直前の決算期における貸借対照表及び損益計算書</p> <p>キ 県税に未納の額がないことを証する書類（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの）</p> <p>ク 地方消費税納税証明書（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの）</p> <p>ケ 営業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類</p> <p>コ 返信用封筒（長3号）に80円切手をはり、あて名を記入したもの</p> <p>サ その他必要と認める書類</p> <p>(3) 申請書等の作成に用いる言語</p> <p>ア 申請書は、日本語で作成すること。</p> <p>なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官史事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>4 入札に参加することができない者</p> <p>(1) 成年被後见人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者</p> <p>ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件</p>	<p>の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p> <p>ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者</p> <p>オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者</p> <p>カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>(3) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者</p> <p>5 資格及び資格審査</p> <p>次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認められた場合は実態調査を行います。</p> <p>(1) 事業の経営状況</p> <p>申請書を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業開始後1年を経過していない者にあつては営業開始日から審査基準日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で営業再開後1年を経過していないものにあつては営業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合</p> <p>(2) 経営の規模</p> <p>審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況</p> <p>(3) 契約の履行実績</p> <p>審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合</p> <p>6 審査結果の通知</p> <p>入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知します。</p>
---	--

<p>7 資格の有効期間及び更新手続</p> <p>入札参加資格の有効期間は、その資格を認定した日から平成20年9月30日までです。</p> <p>8 入札参加資格の取消し</p> <p>4の②のフからカまでのいずれかに該当する行為を行ったと認められる者については、入札参加資格認定を取り消すことがあります。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とします。</p> <p>_____</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成19年1月19日</p> <p>収支等命令者</p> <p>佐賀県経営支援本部総務法制課長 土屋清史</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 名称 佐賀県庁舎電力供給</p> <p>(2) 特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 供給期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで</p> <p>(4) 供給場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁舎</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入</p>	<p>入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 入札参加資格を得るための申請の方法</p> <p>2に掲げる入札参加資格のない者で入札への参加を希望するものは、本県の所定の入札参加資格認定申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、提出すること。</p> <p>(1) 申請書の入手先</p> <p>申請書は佐賀県庁のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)からダウンロードできます。また、(2)の部局においても随時配布します。</p> <p>(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先</p> <p>佐賀県出納局用度管財課 用度担当</p> <p>郵便番号 840-8570</p> <p>佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>電話番号 0952-25-7194</p> <p>4 入札参加条件</p> <p>平成19年3月2日(金)の時点で、次の条件を満たすこと。</p> <p>(1) 2の入札参加資格を有する者であること。</p> <p>(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。</p>
---	--

<p>(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 佐賀県経営支援本部総務法制課 庁舎管理担当、設備営繕担当 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952-25-7018</p> <p>6 契約条項を示す場所 5の部局</p> <p>7 入札説明書の交付方法 次の期間及び場所で随時交付します。</p> <p>(1) 期間 平成19年1月19日(金) から同年2月8日(木) まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 場所 5の部局</p> <p>8 仕様等に対する質疑応答</p> <p>(1) 仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、平成19年2月9日(金) から同年2月15日(木) まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に5の部局まで持参し、又は郵送すること。</p> <p>(2) 質問に対する回答は、回答書を作成し、平成19年2月21日(水) から同年2月27日(火) まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、佐賀県経営支援本部総務法制課設備営繕担当において閲覧に供することにより行うものとします。</p> <p>(3) 電話、電子メール、ファクシミリ等による質問は受け付けません。</p> <p>9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p>	<p>日本語及び日本国通貨</p> <p>10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 5の部局</p> <p>(2) 受領期限 平成19年3月2日(金) 午前11時まで</p> <p>(3) 提出方法 直接持参し、又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着）すること。</p> <p>11 開札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成19年3月2日(金) 午後3時</p> <p>(2) 場所 佐賀県庁舎3階 31号北会議室 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号</p> <p>12 落札者が不在の場合の処置 開札をした場合において、落札者が不在ときは、別に定める日時に再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行います。</p> <p>13 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債若しくは地方債、日本政府の保証する債権若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書きをした手形、定期</p>
---	---

預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可。)

なお、小切手については、次の条件を満たすものであり、これ以外のものについては受け取ることができませんので注意してください。

ア 持参人払式のもの又は佐賀県出納長を受取人とするもの

イ 支払人が、佐賀県内に置かれた手形交換所の交換参加金融機関であるもの

ウ 支払地が佐賀市であるもの

(2) 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除します。

ア 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その保険証券を提出する者

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人及び公団を含む。）との間で同種・同規模の1年間以上の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行を証明する書面を提出する者

(3) 契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。

14 入札の無効

次に掲げる入札は、無効入札とします。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができません。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

16 その他

(1) 契約書の作成を要します。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはいけません。

(3) この公告に掲げる入札及び契約は、当該電力の調達に係る平成19年度予算が成立しない場合は、中止します。この場合は、佐賀県公報により公告します。

(4) その他詳細は入札説明書によります。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Saga Prefectural Building.

(2) Delivery period : From April 1,2007 through March 31, 2008.

(3) Delivery place : Saga Prefectural Building.

(4) Time limit for tender : 11 AM, March 2, 2007.

(5) Contact point where documents for tendering a bid are available : General & Legal Affairs Division, Management Assistance Head Office of Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga-ken, 840-8570, Japan. Tel : 0952-25-7018

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷